

令和4年6月7日（火曜日）

○出席議員（11名）

議 長	清 水	文 雄	君	7 番	生 田	勇 人	君
1 番	土 屋	克 之	君	9 番	北 川	悦 子	君
2 番	西 尾	雄 次	君	10 番	夷 藤		満 君
3 番	米 田	一 香	君	11 番	中 川		達 君
4 番	磯 貝	幸 博	君	12 番	南	守 雄	君
6 番	七 田	満 男	君				

○欠席議員（1名）

8 番 恩 道 正 博 君

○説明のため出席した者

町 長	川 口	克 則	君		町民福祉部住民課担当課長 兼環境管理室長	宮 崎	重 幸	君
教 育 長	桐 山	一 人	君		町民福祉部部長 子育て支援課長	吉 田	真理子	君
総 務 部 長	松 井	賢 志	君		町民福祉部保険年金課 担当課長兼福祉担当課長 兼保険年金課保健センター所長	上 前	久美子	君
町民福祉部長 兼保険年金課長	北 野	享	君		町民福祉部 福祉課長	山 田	卓 矢	君
町民福祉部担当部長 (住民・子育て支援担当) 兼住民課長	中 川	裕 一	君		都 市 整 備 部 企 画 課 長	奥 田	隆 幸	君
都 市 整 備 部 長 兼北部開発推進室長	上 前	浩 和	君		都 市 整 備 部 地 域 産 業 振 興 課 長	橋 本	良	君
都 市 整 備 部 担 当 部 長 (企画・地域産業振興担当)	上 出	勝 浩	君		都 市 整 備 部 地 域 産 業 振 興 課 担 当 課 長 兼 観 光 振 興 室 長	長 谷 川	万里子	君
教 育 委 員 会 教 育 部 長 兼 学 校 教 育 課 長	堀 川	竜 一	君		都 市 整 備 部 都 市 建 設 課 長 兼 北 部 開 発 推 進 室 長 補 佐	渡 辺	崇	君
消 防 本 部 消 防 長	高 道	三 春	君		都 市 整 備 部 上 下 水 道 課 長	法 利	康 博	君
総 務 部 総 務 課 長	宮 本	義 治	君		会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	福 島	誠 一	君
総 務 部 財 政 課 長	北	正 樹	君		教 育 委 員 会 教 育 部 文 化 ス ポ ー ツ 課 長 兼 図 書 館 長 兼 男 女 共 同 参 画 室 長	四 月 朔 日	松 英	君
総 務 部 税 務 課 長	神 農	孝 夫	君		消 防 本 部 消 防 次 長 兼 消 防 署 長	重 島	康 人	君

○議長【清水文雄君】 日程第2、審議期間の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今6月会議の審議期間は、本日から6月15日までの9日間にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【清水文雄君】 異議なしと認めます。よって、今6月会議の審議期間は、本日から6月15日までの9日間に決定いたしました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付いたしました案のとおりでありますので、ご了承願います。

○諸般の報告

○議長【清水文雄君】 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、今6月会議に説明のため説明員として出席するよう地方自治法第121条の規定により要求いたしましたところ、説明のため出席している者の職、氏名は、別紙説明員一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、恩道正博議員より、忌引のため、本日及び9日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承をお願いします。

次に、監査委員から令和4年4月分の例月出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付をしておきましたから、ご了承願います。

次に、さきの令和4年内灘町議会3月会議において可決した即時無条件でロシア軍の完全撤退を求める決議につきましては、内閣総理大臣及び関係方面に提出しておきましたので、ご了承願います。

次に、町長から、報告第1号として令和3年度内灘町一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第2号として令和3年度内灘町水道事業会計予算繰越計算書について、報告第3号として令和3年度内灘町下水道事業会

計予算繰越計算書について、報告第4号として内灘町土地開発公社の経営状況について報告がありましたので、ご了承願います。

○議案一括上程

○議長【清水文雄君】 日程第4、議案第29号専決処分の承認を求めることについて〔令和4年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）〕から議案第34号内灘町本社機能立地促進のための固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてまでの6議案を一括して議題といたします。

なお、今6月会議に提出された議案につきましては、お手元に配付してあります議事日程第1号に記載のとおりでありますので、ご了承願います。

○提案理由の説明

○議長【清水文雄君】 提出議案に関し、これより町長から提案理由の説明を求めます。川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 本日ここに、令和4年内灘町議会6月会議が開催されるに当たり、本会議に提出しております令和4年度補正予算及びその他の議案の提案理由並びにその概要についてご説明申し上げます。議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

初めに、新型コロナウイルスの感染状況でございます。

今年は3年ぶりに行動制限のないゴールデンウィークとなり、感染拡大が懸念されておりましたが、全国的には急激な感染者数の増加は見られていない状況であります。

しかしながら、県内の感染者数は5月中旬以降、高止まりの状況が続き、本町におきましても毎日のように新規感染者数が10人以上となるなど、大変憂慮すべき状況が続いております。

6月に入り、ようやく1日当たりの感染者数が一桁となりましたが、今後の感染状況に、引き続き警戒感を持って注視してまいります。

町民の皆様におかれましては、マスクの着用や手洗いの励行、3密の回避など、基本的な感染対策を継続していただきますとともに、これから迎える夏場においては熱中症のリスクが高まりますので、屋外で人との距離が十分に確保できる場合などは適宜マスクを外すなど、感染症対策と熱中症予防の両立をお願い申し上げます。

このような中、町では、ワクチンの4回目接種に向け、国の方針に基づき、3回目の接種から5か月以上経過した60歳以上の方や、18歳から59歳までの基礎疾患のある方を対象に、今月10日以降、順次接種券を発送し、25日より集団接種を開始する予定であります。お手元に接種券が届きましたら、積極的なワクチン接種をお願いするものでございます。

さて、去る5月29日、第41回内灘町海浜美化清掃を3年ぶりに実施いたしました。コロナ禍における地域活動の再開として、町民の皆様をはじめ、町外からのボランティアや各種団体・企業の方々など大変多くの皆様にご協力をいただき、心から感謝を申し上げます。

内灘海岸は、町民の皆様の憩いの場であるとともに、本町の大切な財産でございます。このような取組により、ふるさとの貴重な財産である内灘海岸を美しい姿で未来に継承していかなければならないと強く実感したところであり、改めてその責務を痛感いたしております。

また、今回の試みとして、海浜美化清掃に参加いただいた方々に、町内の商店や飲食店などで使用できる元気内灘地域応援クーポン券500円分の引換券をお配りいたしました。全世帯にお配りしているクーポン券と併せてご活用いただき、事業者、消費者が共に元気になれるよう、地域経済の再生に向けて後押ししてまいります。

次に、内灘町民夏まつりでございます。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により2年連続で開催を見送っておりましたが、今年は規模を縮小し、来月23日に開催することいたしました。

開催に当たりましては、感染拡大防止の観点から、屋外でのアトラクションや飲食店の出店などはございませんが、文化会館でのまなす歌謡祭のほか、夏の夜空を彩る花火の祭典を総合グラウンド周辺で実施いたします。町民の皆様におかれましては、夏のひとときをお楽しみいただければと考えております。

いまだ新型コロナウイルス感染症の収束が見えない状況の中、町民の皆様が安全・安心に暮らせるよう、引き続き感染症対策に万全を期すとともに、ウイズコロナを見据えた地域経済活動の再生、活性化に向け、明るく元気なまちづくりを進めてまいります。

それでは、ただいまから提出議案に対する提案理由の説明を申し上げます。

議案第29号 専決処分承認を求めることにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、先月20日に専決処分した令和4年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議会に報告し、承認を求めるとでございます。

補正の内容といたしましては、地方自治法施行令第166条の2の規定により、令和3年度の歳入不足財源を令和4年度予算から繰上げ充用するものでございます。

議案第30号 令和4年度内灘町一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億5,610万円を増額し、歳入歳出予算の総額を101億5,410万円とするほか、債務負担行為及び地方債の補正を併せて計上するものでございます。

歳出の主な内容といたしましては、総務費では、コミュニティ助成事業の交付決定に伴う助成金のほか、マイナンバーカードの普及促進を図るため、マイナポイント事業に係る

広報費用等を計上いたしました。

民生費では、国の子育て世帯生活支援特別給付金を支給するための事務事業費のほか、私立保育園等の感染症対策及び保育環境の向上に係る特別保育事業費等補助金などを計上いたしました。

衛生費では、子宮頸がんワクチンについて、国が積極的な接種勧奨を一時的に差し控えていたことにより定期予防接種の機会を逃し、自費でワクチン接種をした方に対する予防接種助成金のほか、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種を円滑に実施するための追加費用等を計上いたしました。

農林水産業費では、コロナ禍による外食産業の需要低迷に伴い米穀価格が下落する中、持続的な営農を推進するため、生産者を支援する補助金を計上いたしました。

土木費では、国の社会資本整備総合交付金等の補助内示に伴う道路新設改良及び消雪施設整備、公園整備の工事費等をそれぞれ計上いたしました。

消防費では、コミュニティ助成事業の交付決定に伴う備品購入費を、教育費におきましては、文化会館にWi-Fi環境を整備する費用のほか、県の道徳教育推進事業推進校の指定を受けたことによる補助金をそれぞれ計上いたしました。

そのほか、定期人事異動に伴う人件費の補正及び新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止を決定した事業に係る事業費の減額補正を計上いたしました。

歳入の主なものといたしましては、補助内示に伴う社会資本整備総合交付金及び町債の増額のほか、コミュニティ助成事業助成金などを計上いたしました。

議案第31号 令和4年度内灘町下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、国の社会資本整備総合交付金の補助内示に伴う建設改良費等の補正でございます。

議案第32号 内灘町職員定数条例の一部を

改正する条例につきましては、消防隊及び救急隊の初動体制を維持するため、消防長事務部局の職員定数を増員する改正でございます。

議案第33号 内灘町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例につきましては、関係省令の一部改正に伴い、条例中の引用条項の整理を行うものでございます。

議案第34号 内灘町本社機能立地促進のための固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例につきましては、関係省令の一部改正に伴い固定資産税の特例措置を2年間延長するなど、所要の改正でございます。

次に、**報告第1号** 令和3年度内灘町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を作成し報告するものでございます。

報告第2号 令和3年度内灘町水道事業会計予算繰越計算書及び**報告第3号** 令和3年度内灘町下水道事業会計予算繰越計算書につきましては、地方公営企業法第26条第3項の規定により、それぞれ繰越計算書を作成し報告するものでございます。

報告第4号 内灘町土地開発公社の経営状況につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、出資法人の経営状況を説明する書類として、令和3年度における事業報告及び決算並びに令和4年度事業計画及び予算を報告するものでございます。

以上、今回提出いたしました議案の提案理由並びにその概要でございます。

何とぞ慎重にご審議いただき、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます、私の説明を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

○議長【清水文雄君】 提案理由の説明は終わりました。



○散 会

○議長【清水文雄君】 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明日8日は、議案調査のため休会にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【清水文雄君】 異議なしと認めます。よって、明日8日は休会とすることを決定いたしました。

次回の本会議は9日午前10時から開き、提出議案に対する質疑、委員会付託並びに町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後1時23分散会